

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	広告物活用地区内における屋外広告物表示等の確認	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、表示等の確認をする。	
根 拠 法 令 名	松山市屋外広告物条例(平成11年条例第31号)	
条 項	第8条第2項	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	<p>松山市屋外広告物条例第8条第2項による確認で、同条例施行規則第2条の規定による許可等の申請があった場合、中央商店街広告物活用地区協定書第3条の基準に適合することを基準とする。</p> <p><b>【根拠法令等】</b> 松山市屋外広告物条例</p> <p>第8条 2 広告物活用地区内において、広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれがないものとしての市長の確認を受けなければならない。</p> <p>松山市屋外広告物条例施行規則 第2条 条例第7条若しくは第10条第3項の規定による許可又は条例第8条第2項の規定による確認を受けようとする者は、屋外広告物許可(確認)申請書(様式第1号)正副2通に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。 (1) 広告物又は掲出物件(以下これらを「広告物等」という。)の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書及び図面 (2) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類並びに個数を明らかにする書類及び現況を示すカラー写真 (3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建築物等が自己の所有若しくは管理に属さない場合は、当該土地又は建築物等の所有者若しくは管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し (4) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を示す見取図 (5) その他市長が必要と認める書類 第9条 条例第15条第1項の規則で定める許可の基準は、別表3のとおりとする。</p> <p>中央商店街広告物活用地区協定書</p> <p>第3条 乙がアーケード区域内に表示できる広告物等は、次の要件を満たすものとする。 (1) 別表に掲げる緩和される広告物等であること。 (2) 次の要件を満たすものであること。 ア 活力ある中央商店街にふさわしいものであること。 イ 景観的調和が図られるものであること。 ウ 安全性を確保するための次の措置等がとられていること。 (ア)警察署及び消防署と交通規制等について協議し、その了承を得ていること。 (イ)救急車、清掃車、搬入車等の通行の支障とならないこと。 (ウ)通行者の障害とならないこと。必要な場合は、交通整理誘導員を配置し、交通整理や危険防止措置をとるようにしていること。 (エ)夜間は路上設置広告物等を倉庫に収納するほか必要な安全管理を行うようにしていること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。